

＊ おくやみコーナー ＊

月 日 (お客様番号 :)

記入される前にお読みください。

※ 代筆者がすべてを記入・押印し、委任者の拇印を押印のうえ原本を提出してください。

※ 下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

※ 手続きが1日で終わらない場合は、再度委任状をいただくこととなりますので、ご了承ください。

死亡に関する手続き用

委任状 (代筆用)

(宛先) 新居浜市長

令和 年 月 日作成

委任者(頼む方)が署名困難な場合は代筆できます。(① 代筆者と代理人は別の方にしてください。② 代筆された方は、住所、氏名、代筆理由を記入し、押印(浸透式印不可)してください。③ 委任者(頼む方)は、代筆されたご自身の氏名の横に、拇印を押してください。)

代筆者住所

代筆者氏名

㊞ 浸透式印不可

代筆理由

委任者(頼む方)

死亡者との続柄(配偶者 ・ 子 ・ 父母 ・ 孫 ・ 祖父母 ・ 喪主 ・ 世帯主 ・ その他相続人)

住所 都道 市 町 府県 郡 区 村

氏名

拇印

生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日

連絡先電話番号

(注意) 手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合もありますので、必ず担当課にお問い合わせください。

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人(頼まれて窓口に来る方) 代筆者以外の方

住所 都道 市 町 府県 郡 区 村

氏名

生年月日 : 大正・昭和・平成 年 月 日

委任事項(委任する事項に✓を付してください)

- _____の死亡に伴う年金手続
未支給年金・死亡一時金・寡婦年金・遺族年金の請求及びこれらの請求に必要な書類【戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)、所得証明書】の交付申請及び受領に関する権限
- _____の死亡に伴う相続手続きに必要な戸籍(除籍)、改製原戸籍の謄(抄)本及び住民票(除票)の交付申請及び受領に関する権限
- 市税に関する証明書の交付申請及び受領に関する権限
- 相続登記用：評価額課税額証明書 平成・令和 年度分
(土地：全部・一部)(家屋：全部・一部) 各 通
- 国民健康保険(喪失届 葬祭費 その他())申請及び受領に関する権限
- 国民健康保険(郵便物等送付先変更 保管依頼届)に関する手続き
- 後期高齢者医療の還付金・償還金の受領に関する権限
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 福祉手当に関する手続き
- 飼い犬・所有者変更手続き

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価額課税額証明書が必要です。評価額課税額証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。

職員使用欄

< 本人確認 >

- ① 運転免許証、旅券(パスポート)、
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
個人番号カード
住民基本台帳カード(顔写真あり)
身体障害者手帳等(顔写真あり。ただし、顔写真に
割印等があるものに限る。)
在留カード、特別永住者証明書
健康保険証
年金手帳
その他
()
- ② 身体障害者手帳等(顔写真に割印等がないもの)
健康保険証
年金手帳
その他
()

< 続柄確認 >

世帯画面
戸籍
火葬許可証
その他
()

受付

確認者